

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令（案）、投資事業有限責任組合契約に関する法律施行規則（案）、産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令（案）、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（案）、特定新需要開拓事業活動計画の認定等に関する命令（案）、産業競争力強化法に基づく募集新株予約権の機動的な発行に関する省令（案）に対する意見募集の結果

令和6年9月  
経済産業省  
経済産業政策局  
産業創造課

標記について、令和6年7月16日から令和6年8月15日まで、下記のとおり広く国民の皆さまからの御意見を募集しました結果、本件に関して5件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要及び当該御意見に対する考え方を取りまとめましたので、公表いたします。

貴重な御意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

## 記

### 1 意見募集の実施方法

#### (1) 意見募集期間

令和6年7月16日～令和6年8月15日

#### (2) 意見募集の掲載媒体

ホームページに掲載

#### (3) 意見提出方法

電子メール、郵送

### 2 意見募集の結果

意見提出数 5件

### 3 寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

別紙のとおり

## 御意見の概要と御意見に対する考え方

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	「産業競争力強化法に基づく募集新株予約権の機動的な発行に関する省令（案）」第1条第1号イに掲げる事項に関する合意（「上場等合意」）のうち（1）に関連して、投資契約書等に上場努力義務に関する条項が定められることが多い。上場努力義務が含まれる投資契約書や株主間契約等が既に株主と締結されている事実をもって、「上場等合意」の要件は満たされていると解釈してよいか。	例えば、既に締結されている投資契約や株主間契約において「発行会社及び創業株主は、[ ]年[ ]月末日までに金融商品取引所に上場をする努力義務を負う」といった内容の条項が設けられている場合には、当該条項に係る合意は省令第1条第1号イ（1）に関する合意に該当すると考えられますが、申請者について実際に該当するか否かは個別具体的に判断されます。
2	「産業競争力強化法に基づく募集新株予約権の機動的な発行に関する省令（案）」第1条第1号イに掲げる事項に関する合意（「上場等合意」）の対象となる株主に、特に条件はないという理解でよいか。具体的には、創業者などの内部株主およびVCなどの外部株主いずれも対象となるという理解でよいか。	上場等合意の主体となる株主に限定はありません。御指摘の「創業者などの内部株主およびVCなどの外部株主」は、株主であればいずれも上場等合意の主体となります。ただし、省令第1条第1号イに該当するためには、上場等合意をしている株主の有する当該株式会社の議決権の合計が、当該株式会社の総株主の議決権の3分の2以上であることが必要です。
3	「産業競争力強化法に基づく募集新株予約権の機動的な発行に関する省令（案）」第5条の「インターネットに接続された自動公衆送信装置（中略）を使用する方法により、不特定多数の者が提供を受けることができ	省令第5条で定めている措置は、ウェブサイトへの掲載が該当します。ストックオプションを発行する株式会社が運営するウェブサイトへの掲載も省令第5条で定めている措置に該当し得ますが、不特定多数の者がインターネット

	<p>る状態に置く措置」というのは、発行会社が運営するインターネットサイトに掲載すれば足りるという理解でよいか。</p>	<p>を通じてアクセスすることにより、情報提供を受けることができる状態に置かれていることが必要です。</p>
4	<p>「新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令（案）」31条の3の「特定中堅企業者に関する主務省令で定める要件」について、この「特定中堅企業者」の要件の判定は、特別事業再編を行う企業単位で判断されるところと考えますが、特別事業再編を行う企業が持株会社である場合、上記省令案31条の3の要件は、この企業グループ全体（連結対象）で判断されるのでしょうか、それとも持株会社単体で判断されるのでしょうか。</p>	<p>中小企業基本法をはじめとする過去の法令の基準においても、中小企業者の定義は、グループ会社を含めない、企業単体の従業員の数等を用いていることを踏まえ、産業競争力強化法第2条第4項の「中堅企業者」は単体の従業員数を基準としています。特定中堅企業者は、中堅企業の中でも、積極的に賃上げや成長投資等を行う成長意欲の高い者と定義しているため、従業員数を含めた特定中堅企業者の各要件については、単体で基準を満たしているかどうかを判断します。</p>
5	<p>法人に関する書類については、法人番号の記載を行わせる・行うようにすべきと考える。</p> <p>法人番号があれば、法人についての一意かつ容易な把握が可能になり、各省庁、地方公共団体等における事務に有用であるから。また公正性についての向上も見込めるから。</p>	<p>すべての様式において、事業者名だけではなく、代表者氏名と法人住所の記載も求めており、申請者を一意かつ容易に識別することは可能と考えています。</p>